

国道２５号（通称：御堂筋）に設ける
歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針
(心齋橋エリア)

令和７年３月

大阪市建設局

目次

1. 趣旨、目的	4
(1) 公募の目的	4
(2) 歩行者利便増進道路制度の概要	5
(3) 本公募手続きの流れ	6
2. 歩行者利便増進施設等の公募の概要	7
(1) 公募対象歩行者利便増進施設等	7
(2) 道路の占用の場所	7
(3) 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の開始の時期	7
(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるもの	7
(5) 認定の有効期間	7
(6) 占用料の額（単価）	8
(7) 占用予定者を選定するための評価基準	8
(8) 協定書の締結	8
3. 認定計画提出者が行う業務の内容	9
(1) 収益活動業務（情報板で実施する広告事業）及び付随業務（情報板の管理運営等）	9
(2) 広告事業による利益をもとに実施する非収益活動業務について	11
4. 業務実施の前提条件・留意事項	13
(1) 情報板付近で活動する道路協力団体の活動内容及び同活動との区分、調整事項について	13
(2) 業務の第三者への委託	13
(3) 業務責任者及び業務従事者	13
(4) 職員の基本姿勢	14
(5) 事業収支の考え方	14
(6) 事業計画	17
(7) 自己点検及び事業評価の実施、事業報告書の提出	17
(8) 点検、報告及び監督指導等	18
(9) 公租公課の取扱い	18
(10) 危機管理体制	18
(11) 大阪市施策等への協力	18
5. 公募占用参加資格	18
6. 失格事項	20
7. 認定計画提出者として果たすべき責任	21
(1) 個人情報取扱い	21
(2) 情報セキュリティの管理	21
(3) 情報公開への対応等	21
(4) 法令等の遵守	21
(5) 公正採用への対応	22
(6) 研修の実施	22
(7) 秘密の保持	22

(8) 事故等への対応	22
(9) 臨機の措置	22
(10) 暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入	23
(11) 就業困難者等の雇用への取組み	23
(12) 環境への配慮について	23
(13) 賃金・労働条件の向上に関する取組み	23
8. 歩行者利便増進計画の作成等	24
(1) 歩行者利便増進計画において提案を求める内容	24
(2) 歩行者利便増進計画の作成要領	24
(3) 歩行者利便増進計画の提出期限、場所及び方法	28
(4) 歩行者利便増進計画作成にあたっての留意点	29
9. 公募占用参加資格の確認までの流れ	30
(1) 担当部署	30
(2) 本指針に関する質問書	30
10. 費用分担及びリスク分担	30
11. 保険加入	30
12. 歩行者利便増進計画の評価の実施	30
(1) 占用予定者の選定方法	30
(2) 評価基準	31
(3) 占用予定者選定の通知、公表	32
(4) 占用予定者選定の取消し	33
13. 歩行者利便増進計画の認定	33
(1) 認定の公示及び通知	33
(2) 認定歩行者利便増進計画の変更	33
(3) 認定の取消し	33
14. 道路の占用の許可	34
(1) 占用許可申請手続	34
(2) 占用許可の条件（予定）	34
(3) 占用許可の期間	35
15. 屋外広告物許可	35
(1) 許可申請手続	35
(2) 許可の条件	36
(3) 許可の期間	36
16. その他留意事項	36
17. 公募占用スケジュール（予定）	36
18. 別添書類	38

1. 趣旨、目的

(1) 公募の目的

本市では、平成31年3月に策定した「御堂筋将来ビジョン」に基づき、御堂筋を車中心から人中心の道路へと空間再編を進めるとともに、公民連携体制の構築や役割分担を明確にし、道路空間再編により創出された新たな空間などの利活用を推進していくこととしています。

このビジョンに基づき、公民連携による御堂筋での利活用の推進を図るため、令和3年2月に、道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第48条の20第1項に基づき、御堂筋を歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）として指定し、以降、歩道拡幅工事を完了した区間から順次、歩道空間の一部を道路法第33条第2項第3号に基づく利便増進誘導区域（以下「ほこみち区域」という。）として指定しています。

このほこみち区域指定により、歩道の中に歩行者の滞在・賑わいのための空間を定めることができ、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られ、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に繋がることが期待されます。

また、御堂筋は、道路管理の一層の充実を図るため、道路法第48条の60第1項に基づき、道路管理者と連携し、道路の維持管理活動及び道路空間の利活用に協力していただける道路協力団体を指定しており、御堂筋のほこみち区域での利活用のあり方についても、本市と道路協力団体が連携して様々な社会実験（御堂筋チャレンジ）を実施し最適な方策を繰り返し検討しているところです。

このほこみち区域での利活用の取組みの一環として、道路利用者が円滑に目的地へ到達でき、また、様々な公共情報を得られるよう、本市が南北2面にデジタル板を装備した道路案内標識板（デジタルサイネージ。以下「情報板」という。）を設置していますが、本市ではさらに、この情報板のうち南面のデジタル板については、行政からの配信に加え、民間の広告も配信できるようにし、商用広告の配信により得られた広告収入により、情報板及びその周辺道路の維持・高質化や、ほこみち区域でのにぎわい創出等につながるような利活用の仕組みを検討しています。

本公募は、上記取組みを推進するために、概ね3年間で、中央区心斎橋筋1丁目地先に設置している2基の情報板（図1-1参照）の各々南面のデジタル板を、道路法第33条第2項第3号に基づく歩行者利便増進施設等とし、この施設等の設置に係る道路占用主体となり、情報板での情報発信による収益性をより高め、その収益で高質な道路の維持及び道路の利便増進に資する取組みをより多く実施する事業者を道路法第48条の23第1項に基づき公募により選定するものです。

本公募では、国道25号（通称：御堂筋）に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針（心斎橋エリア）（以下「公募占用指針」という。）を踏まえ、後記「2.（5）認定の有効期間」に示す期間において、民間のノウハウを生かしながら、より効果的に情報板南面のデジタル板で民間広告を配信するための収益活動業務（以下「収益活動業務」という。）を行い、その収益を用いて、高質な道路空間を形成し良好に維持するための道路管理業務や、エリア価値の向上に寄与する業務、デジタル板で配信する情報の効果や媒体の運用のあり方の検証に関する活動といった非収益活動業務（以下「非収益活動業務」という。）を一体的に実施（以下、これらの業務を総称して「本件業務」という。）するなど、民間事業者ならではの発想や創意工夫にあふれる提案を求めることとします。

なお、これらの業務を実施するうえで、地域と連携した情報発信や魅力的な空間づくり、景観性に配慮しつつ増収にも繋がる情報板での広告配信方策、情報板での配信による交通安全面への影響などを検証し、本公募に基づく占用期間以降の次期運用に繋がる整理ができることを期待しています。

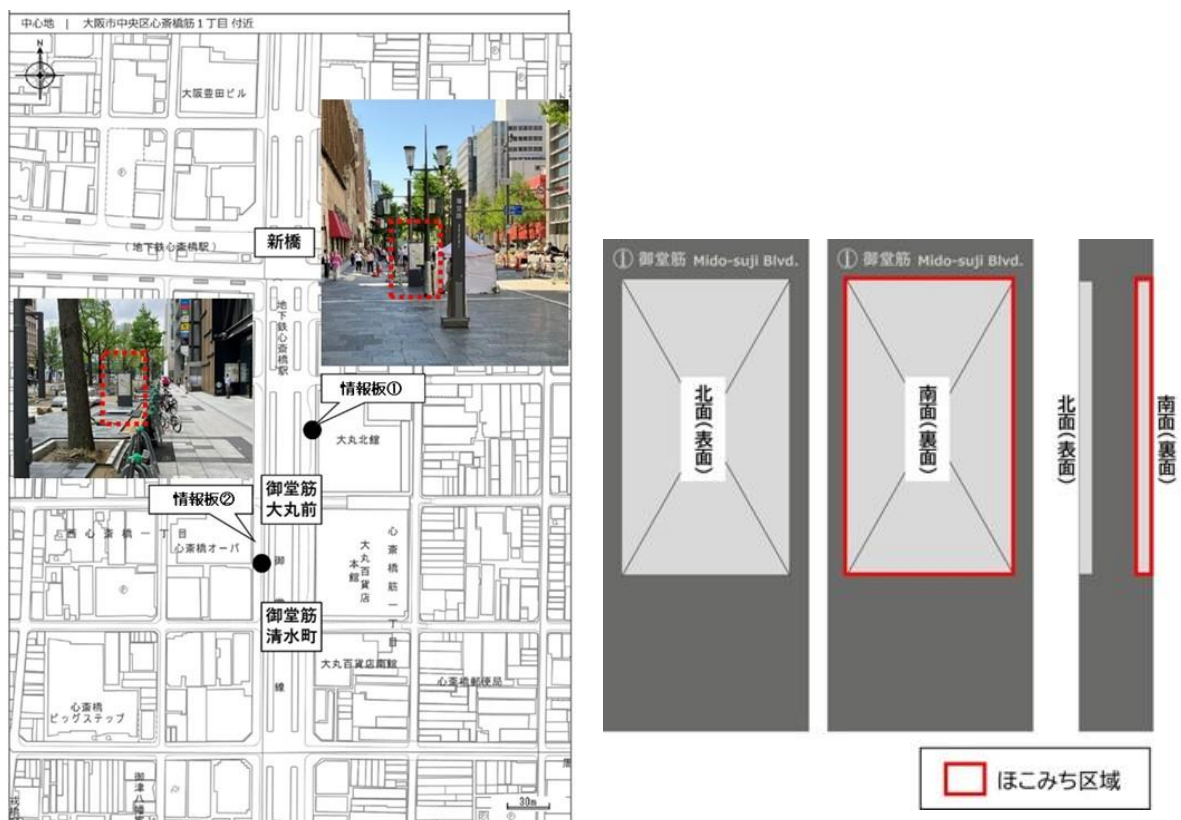
(2) 歩行者利便増進道路制度の概要

道路の占用許可は、道路法において、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合（無余地性）で一定の基準に適合する場合に認められますが、道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、ほこみち区域を設けることで、道路占用許可基準（無余地性）を緩和し、以下に示す歩行者利便増進施設等の占用が認められることとなります。

【歩行者利便増進施設等の種類（道路法施行令第16条の2）】

- ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（第1号）
- ② ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの（第2号）
- ③ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの（第3号）
- ④ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの（第4号）
- ⑤ 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの（第5号）
- ⑥ 集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資する以下のもの（第6号）
 - イ 広告塔その他これらに類する工作物
 - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - ハ 看板、旗ざお、幕及びアーチ

本指針で取り扱う情報板に係るほこみち区域は、図1-1のとおりであり、当該歩行者利便増進施設は、上記①の「看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの」に該当します。



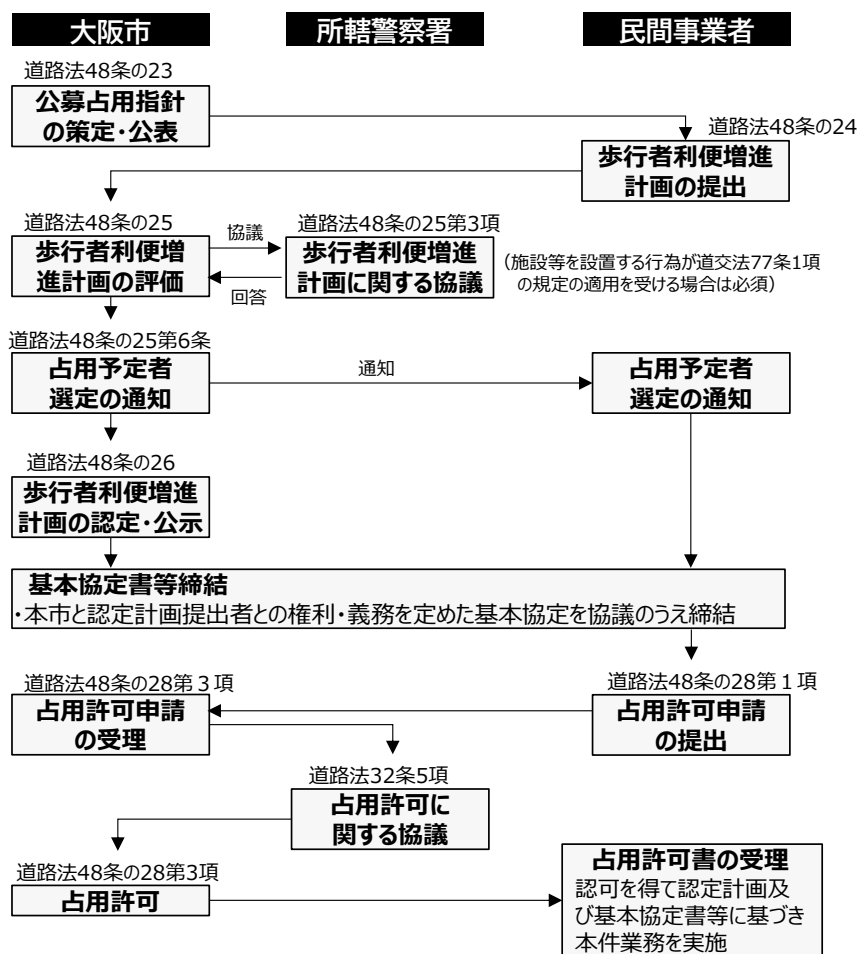
(3) 本公募手続きの流れ

本公募は、道路法第48条の23第1項に基づく公募占用指針により実施するものとします。

具体的には、歩行者利便増進道路の歩行者の利便を図るうえで特に有効と認められる歩行者利便増進施設等（以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。）として、後記「2.（1）公募対象歩行者利便増進施設等」に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等について、必要な事項を本指針に定めます。

本指針に基づき、公募対象歩行者利便増進施設等の道路の占用に関する計画（以下「歩行者利便増進計画」という）を提出した者のうち、後記「12. 歩行者利便増進計画の評価の実施」に示す評価により、最も適切と認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定し、この占用予定者の提出した歩行者利便増進計画を認定します。

歩行者利便増進計画の認定を受けた占用予定者（以下「認定計画提出者」という。）は、道路占用許可申請手続等を行い、認定された歩行者利便増進計画（以下「認定歩行者利便増進計画」という。）に従い、占用者として本件業務を実施していただきます。



※このほか、屋外広告物の設置にあたっては、占用許可申請の際に、大阪市屋外広告物条例に規定する屋外広告物許可申請に関する手続きが必要です。

2. 歩行者利便増進施設等の公募の概要

(1) 公募対象歩行者利便増進施設等

占用を予定している施設（設置済みの情報板の各々南面のデジタル板）

■公募対象歩行者利便増進施設等①（以下「施設等①」という。）

道路法施行令第16条の2第1号に基づく看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下「広告板」という。）

(2) 道路の占用の場所

1) 所在地

対象道路所在地	大阪府大阪市中央区心斎橋筋1丁目地先 (ほこみち区域内)
対象道路の種類	国道25号
対象道路の大阪市景観計画上の位置付け	景観重要公共施設※

※「大阪市景観計画」に定める「御堂筋の整備に関する事項」、「御堂筋の占用等の許可の基準」及び「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」に基づいた計画とする必要あり

2) 占用数量

■施設等①

広告板（情報板の南面）：0.83㎡/基・片面（情報板2基で1.66㎡）

3) 占用できる場所

■施設等①

占用できる場所は図1-1の「ほこみち区域」のとおり

（詳細な位置については、別図「情報板（道路案内標識板）位置図・一般図」のとおり）

(3) 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の開始の時期

令和7（2025）年9月1日（月）予定

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるもの

認定計画提出者において後記「3.（1）②情報板の管理運営業務（日常的な保守点検業務）」に基づき必要な措置を講じること

(5) 認定の有効期間

認定告示日から令和10年10月2日まで

《事業年度（予定）》

1年度：令和7年9月1日～令和8年9月30日

2年度：令和8年10月1日～令和9年9月30日

3年度：令和9年10月1日～令和10年10月2日

(6) 占用料の額（単価）

■施設等①（広告板）

占用料は免除。

ただし、道路占用許可申請に係る手数料（1,100円）は免除対象外。

また、以下の屋外広告物の設置に係る屋外広告物許可申請の際の手数料も免除対象外。

- ・屋外広告物許可申請手数料：1,900円（1基1面950円×2基）

(7) 占用予定者を選定するための評価基準

占用予定者を選定するための評価については、以下の①～④の項目により評価。

- ①事業の実施方針
- ②公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営計画
- ③事業の実施体制
- ④事業の実施計画

※詳細は「12.（2）評価基準」を参照

(8) 協定書の締結

認定計画提出者は、認定歩行者利便増進計画の履行に関し必要な事項を定めた基本協定書を締結することとし、基本協定書の案は、別紙1「国道25号（通称：御堂筋）に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針（心斎橋エリア）に基づく基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）のとおりです。また、年度ごとに年度協定書（以下「年度協定書」という。）を締結することとします。

1) 基本協定書の主な項目

基本協定書の内容は、別紙1「基本協定書（案）」を参照してください。

2) 年度協定書の主な事項

- ・本件業務書の細目に関する事
- ・協定期間に関する事
- ・成果指標に関する事
- ・事業計画に関する事
- ・事業報告書に関する事
- ・違約金に関する事
- ・その他、本件業務の実施に関する事

3. 認定計画提出者が行う業務の内容

認定計画提出者は、本件業務として以下の業務内容を実施していただき、情報板の管理運用や高質な道路の維持、道路上のにぎわい創出等を行ってください。

本件業務は、認定計画提出者に必ず実施していただく業務（以下「必須業務」という。）と、提案を求める業務（以下「提案業務」という。）に大別されますが、必須業務については、以下に示す各業務の内容を確実に履行していただくとともに、提案業務については、下記の各業務の内容及び、後記「8.（2）歩行者利便増進計画の作成要領」の提出一覧表における「2-1 事業実施方針」及び「2-2 公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営計画」に掲げる各留意事項を踏まえ、指定の様式に提案内容を記載していただき、原則としてその提案に基づき業務を実施していただくこととなります。

なお、本件業務の収益活動業務で得られる広告収入（詳細は後記「4.（5）1）収益活動業務の事業収支の考え方」参照）の想定額に見合った非収益活動業務となるよう留意するものとし、歩行者利便増進計画提出時には、図4-1の収入と支出が同額となるよう、提案業務を提案してください。

（1）収益活動業務（情報板で実施する広告事業）及び付随業務（情報板の管理運営等）

〔必須業務〕

①情報板に掲載するコンテンツの媒体販売及び媒体運用業務（広告事業）

本市は、資料Ⅰ「道路案内標識板（デジタルサイネージ）の仕様等」に示す55インチ・ディスプレイを南面と北面の2面に有する情報板（デジタルサイネージ）をほこみち区域内に設置しています。

そのうえで、この情報板の南面と北面のディスプレイの各々から配信する歩行者案内地図等の情報を遠隔で操作できるよう、本市において、機器・STB（セットトップボックス）の設置や通信SIM、CMS（コンテンツマネジメントシステム）の契約を行っています。

この情報板の南面のデジタル板（55インチ・ディスプレイ）を無償で貸与しますので、本市が契約しているCMS（コンテンツマネジメントシステム）のサブユーザーとなり、資料Ⅱ「御堂筋における広告掲載要領」に基づいて、商用広告情報の媒体販売業務及び、公共情報や地域情報も含めたコンテンツの媒体運営業務（媒体計画、コンテンツ作成、公共・地域情報の収集、媒体のデザイン調整、広告掲載内容の自主審査基準作成・運用、景観協議の実施、データ入稿、システム登録）（以下、これらの業務を総称して「広告事業」という。）を行ってください。

なお、上記の各情報のうち、公共情報・地域情報とは、観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる情報等を指します。また、商用広告情報とは特定の店舗や商品およびその販売促進を目的とした情報を指します。

災害発生時は、資料Ⅰに記載のとおり、本市が契約しているAlertmarker+の災害情報・防災情報等の配信に自動的に切り替わる設定となっていますが、この影響でコンテンツ表示面積が縮小、あるいはコンテンツが表示されない事象が発生し、これに起因して損害賠償等が生じた場合は、認定計画提出者により負担することとします。

北面のデジタル板は、歩行者案内地図等の媒体運用を本市が実施します。

広告事業を実施する際は、「大阪市景観計画」（令和6年4月変更）、「大阪市屋外広告物条例」、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市建設局道路部河川部における広告掲載要領」「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」などの関係法令を遵守したものとすると

ともに、周辺景観に配慮したものとしします。

広告事業の実施にあたって、認定計画提出者による広告掲載内容の自主審査基準の作成、及びこの自主審査の運用について大阪市と別途協議し、決定するものとしします。なお、事業開始時においては、広告の掲載にあたって行政手続き等を行う際に、行政機関等から広告内容について適切に審査を受けるものとしします。

後記「８．（２）歩行者利便増進計画の作成要領」に掲げる内容に基づき、上記広告業務を実施するうえでの事業計画の基本的な考え方を様式７-３に記入してください。

上記広告事業（収益活動業務）で非収益活動業務を実施していただくこととなりますが、その事業収支の考え方については、後記「４．（５）１）収益活動業務の事業収支の考え方」を参照してください。

②情報板の管理運営業務（日常的な保守点検業務）

日常的な保守点検として、情報板（筐体を含む）の落下、剥落、汚損等がないよう、日常の軽微な清掃等（情報板の清掃等に加え、情報板から視覚的に情報を得るために通常立ち止まる範囲内の道路清掃等も含む）・点検等（落書き、貼り紙の除去を含む）、動作確認、トラブル発生時の初期対応を行ってください。

情報板には認定計画提出者の連絡先を掲示し、道路利用者や周辺住民等からの苦情を受けた場合には対応してください。

異常箇所等を発見した場合、認定計画提出者で対応可能な内容については、日常管理として認定計画提出者が修繕等を行い、その他の内容については、本市が復旧するまでの安全管理（養生テープでの応急措置や三角コーンの設置等）を行ってください。

また、異常箇所等を発見した場合は、以下の担当に報告し、翌日（翌日が休日の場合は翌開庁日）に業務報告書を提出してください。

《報告先》

- ・開庁時：大阪市建設局企画部企画課道路空間再編担当（06-6615-6786）
- ・閉庁時（夜間・土日祝等）：宿日直センター（06-6947-7981）

定期的な保守点検や修繕、トラブル発生時の事後対応は大阪市が実施します。

清掃・点検の結果を記録し、定期的に取りまとめて業務報告書として取りまとめることで、異常や危険箇所の把握ができ、高質な道路空間の維持に繋がることが期待できることから、四半期ごとに報告書として取りまとめてください。なお、記録・報告の様式については、本市と協議のうえで決定するものとしします。

道路管理者が行う道路の点検及び道路工事等を実施する際は協力してください。

情報板の近隣で市が主催又は共催イベントを行う場合、市、共催者、道路協力団体、地域町会及び大阪府警察署への協力をしてください。

これら情報板の管理運営の基本的な考え方等について、該当様式（様式7-9）に基づき、必要事項を記入してください。

[提案業務]

③情報板の情報発信価値向上方策・増収につながる広告配信方策の検討・実施業務

地域イベントや地域情報を情報板でこまめに配信したり、情報板の周辺において他の事業者が設置する道路照明柱に掲げるバナー広告と情報板からの配信情報を連携させたりすることなどで、情報板の情報発信価値が高まり、例えば、地域情報掲載の需要が増え、来街者にとって有益な情報の提供が図られるなど、道路通行者等の利便の増進に繋がることが期待されるほか、情報発信価値が向上することで、商用広告の価値も上がり、収益性が上がる効果が期待されることから、このような情報板の情報発信向上方策、御堂筋の景観性に配慮しつつ増収にもつながる情報板での広告配信方策の検討・実施に関する業務を提案していただくことも可能です。

これにより当初計画に認定利便増進計画の収支計画を上回る収入が得られた場合は、後記「4. (5) 1) 収益活動業務の事業収支の考え方」に示すとおり、収支差額の半分は認定計画提出者に帰属するものとします。

(2) 広告事業による利益をもとに実施する非収益活動業務について

[提案業務]

本公募は、前記「1. (1) 公募の目的」のとおり、広告事業の収益性をより高め、その収益で高質な道路の維持及び道路の利便増進に資する取組みをより多く実施する事業者を選定するものですので、この取組みについて、上記(1)①における広告収入の見込みを踏まえたうえで、以下の観点から実施可能な業務を提案してください。

なお、後記「4. (1) 情報板付近で活動する道路協力団体の活動内容及び同活動との区分、調整事項について」に示すとおり、情報板周辺で活動する道路協力団体の活動内容と重複しない提案をより高く評価します。ただし、重複している場合でも、提案があれば評価するものとします。

また、下記提案業務の項目のうち、複数実施していただいてもかまいません。

①高質な道路空間の維持に関する業務

道路協力団体が行っている活動と協働して、情報板付近で少し広範囲に道路の清掃活動を行ったり、周囲の放置自転車の啓発活動を行ったり、植栽帯で花卉類の設置・管理等を行ったりすることで、高質な道路空間が持続的に維持され、道路の利便増進に繋がることから、このような提案を歩行者利便増進計画に記載し、実施していただくことも可能です。

提案される場合は、提案業務の基本的な考え方など、様式7-4に規定する内容に基づき、同様式に必要事項をご記入ください。

②エリア価値や御堂筋のブランド価値向上に資する業務

御堂筋は、国内外の多くの人が行き交い集う場所であるため、情報板を有効に活用し、例えば、周辺エリアの取組みを効果的に情報板で配信することで地域のにぎわいの創出や回遊性への向上に繋がったり、災害時の避難施設等を情報板で配信することで防災への意識向上に繋がったりすることから、これらエリアの価値を高めるような業務を歩行者利便増進計画に記載し、実施していただくことも可能です。

また、情報板に気温表示を入れたり、情報板の消費電力を抑えるために画面の明るさをこまめに調整する操作を行ったり、代替エネルギーを導入した情報板の運用方法を検討したりすることで、道路分野におけるカーボンニュートラルの推進に繋がり、御堂筋のブランド価値をより高めることが期待されることから、このような業務や検討も同様に、歩行者利便増進計画に記載し、実施していただくことも可能です。

提案される場合は、提案業務の基本的な考え方など、様式7-4に規定する内容に基づき、同様式に必要事項をご記入ください。

③地域との連携業務

御堂筋では、道路協力団体が道路管理者に代わり道路の維持等の業務を行っているほか、地元町会、商店会、沿道地権者、道路協力団体、大阪市が集い御堂筋の道路空間再編や利活用について意見交換をする場として御堂筋沿道・道頓堀橋北詰～長堀通区間整備協議会（以下「協議会」という。）を年数回開催するなど、御堂筋沿道地域の方々と密に連携しながら、これまで取組みを進めてきました。

この地域連携の輪に加わり、例えば、様々な地域課題に貢献する情報を配信したり、歩行者の利便の増進につながる取組等を行ったりすることで、地域との一体性が高まり、公民連携の一層の強化が図られ、本件業務の円滑な実施などが期待されることから、このような地域連携の取組みに収益を充当して、重点的に実施していただくことも可能です。

提案される場合は、提案業務の基本的な考え方など、様式7-4に規定する内容に基づき、同様式に必要事項をご記入ください。

④効果検証に関する業務

前記（1）の広告事業や前記（2）①から③の業務により回遊性の向上やまちの活性化に繋がっていくことが期待されますが、それらの効果をデータ分析やアンケート等で検証し、見える化することで、更なる取組みにつながり、御堂筋のブランド価値をより高めることが期待されます。

このことを踏まえ、エリア価値や御堂筋のブランド価値向上に繋がる効果を測定し、検証する方法やその実施計画を提案し、その取組みに収益を充当し、重点的に実施していただくことも可能です。

提案される場合は、効果測定・検証の方法、計測頻度等の概要を事業計画書（様式7-4）に記載し、その内容に基づき、本市と協議のうえ認定計画提出者にて実施していただき、その結果を毎年度定期的に集約し、本市に報告してください。

4. 業務実施の前提条件・留意事項

(1) 情報板付近で活動する道路協力団体の活動内容及び同活動との区分、調整事項について

当該施設等の設置範囲では、別途、道路法第48条の60第1項に基づく指定を受けた道路協力団体が本市（道路管理者）と連携し、資料Ⅲ「当該情報板付近で実施されている道路協力団体の活動業務概要」のとおり、道路における身近な課題の解決や道路利用者のニーズへのきめ細かな対応などの業務を実施しています。

前記「3. (2) 広告事業による利益をもとに実施する非収益活動業務について」に示す業務の提案等を行うにあたっては、道路協力団体と連携を図るとともに、可能な限りこの活動と重複せず、相乗効果が発揮できるものを提案してください。

(参考：道路協力団体制度の概要)

道路協力団体業務には次の①から⑥の取組みがあります。

- ①除草や清掃活動など道路の維持管理、道路に関する工事
- ②安全で円滑な道路交通の確保や道路の利便性向上のための案内板やオープンカフェなどの設置・管理
- ③道路の管理に関する情報又は資料の収集・提供
- ④交通量調査やニーズ調査などの調査研究
- ⑤道路に関する知識の普及・啓発のための勉強会の開催や地元学校との連携の取組
- ⑥①～⑤に関連する取組

(2) 業務の第三者への委託

ア 認定計画提出者は、業務の全部を一括して第三者に委託できません。また、主たる業務（総合的企画及び業務遂行管理）については、これを第三者に委託できません。本件業務の一部を他に委託する場合は、本市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表します。

イ 第三者に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する相手方と委託の契約を締結できません。また、委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者は認められません。

(3) 業務責任者及び業務従事者

認定計画提出者は、本件業務の実施及び公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（基本協定書及び年度協定書の履行にあたって個人情報及び当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）及び特定個人情報を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を本市に通知していただきます。業務責任者を変更したときも、同様に本市に通知していただきます。また、業務責任者の下で作業を行う業務従事者についても同様に通知していただきます。

なお、業務責任者は、当該業務の履行に関し、管理及び統轄を行うほか、

- ・上記の通知
- ・別途締結する基本協定書等において定める本市への報告
- ・この認定の辞退に係る権限を除き、認定歩行者利便増進計画、基本協定書及び年度協定書に基づく認定計画提出者の一切の権限を行使できるものとします。

ア 業務責任者

道路や公民連携まちづくりに関する見識を有するとともに、本件業務の運用能力を備え、公募対象道路占用施設等の管理運営全体にかかわる業務責任者を1名配置してください。

イ 業務従事者

本件業務を実施する従事者として、1名業務従事者を配置してください。

(4) 職員の基本姿勢

道路は、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的として整備された一般交通の用に供するものであり、その通行・利用に際しては、平等かつ公平な取扱いをしなければなりません。

認定計画提出者は常に道路管理者や当地区の関係者等と連携し、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりを推進する者としての自覚を持ち、業務の遂行及び道路の通行者・利用者への対応を行うとともに、道路施設及び公募対象歩行者利便増進施設等の適正な管理運営に努め、市民の信頼に応じるとともに、各施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務を行ってください。

(5) 事業収支の考え方

1) 収益活動業務の事業収支の考え方

広告媒体の利用料により得られる収入に占める支出のうち、販売費及び一般管理費（営業費、意匠取付け費、作業立会費、広告物出力費など）については、一般的には広告代理店を介することで、代理店手数料及び総代理店手数料が支払われることから、本公募占用指針では、広告媒体枠を所有する認定計画提出者に入る利益として、広告事業の総売上高より販売費及び一般管理費（代理店手数料及び総代理店手数料）を控除した額を「広告収入」ということとします。

また、この広告収入で、認定計画提出者が直接支出する広告媒体枠の運用に要する費用などの広告事業に関する経費や、非収益活動業務にかかる経費を支出することとします。

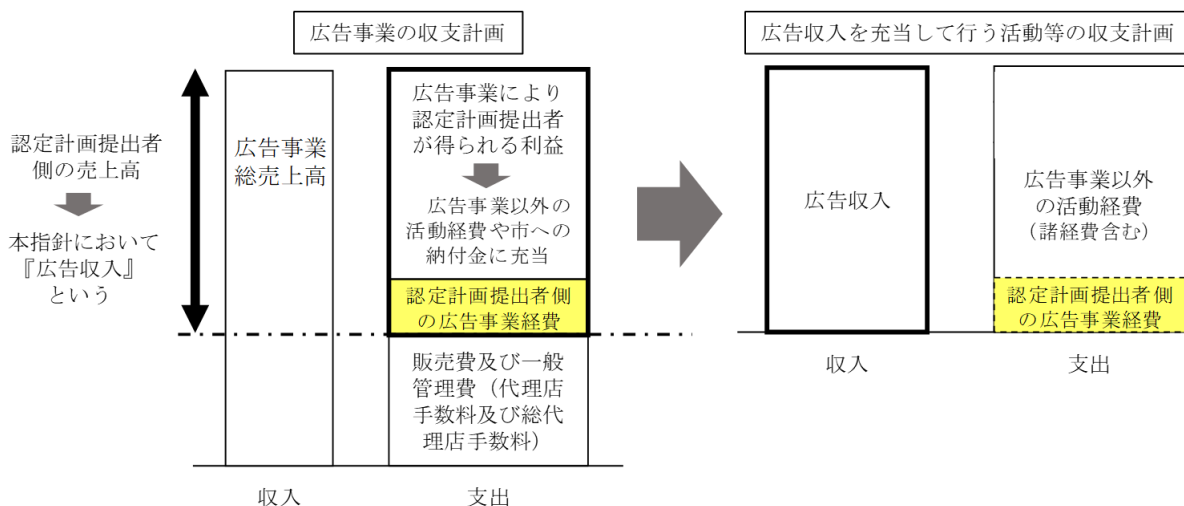


図4-1 広告事業の収支計画及び広告収入を充当して行う活動等の収支計画の考え方

ただし、情報板に掲載するコンテンツ運用に必要なSTB（セットトップボックス）・関連機器設置費用、CMS（コンテンツマネジメントシステム）契約費用、通信費、電気代等については大阪市にて準備・契約を行います。

なお、CMS（コンテンツマネジメントシステム）は、大阪市又は本市委託業者が契約者となり、認定計画提出者はサブユーザーとして利用可能とする予定です。費用分担及びリスク分担の詳細については、後記「10. 費用分担及びリスク分担」を参照してください。

これら各年度の広告事業の総売上高、販売費及び一般管理費（代理店手数料及び総代理店手数料）、認定計画提出者に入る利益（広告収入）、認定計画提出者が支出する広告事業に要する経費の考え方を様式7-12にて提案していただき、事業収支額を収支計画書に提案してください。

なお、提案段階（当初計画）では、広告収入による収益額は全額、広告経費や必須業務の経費額及び道路空間の高質化やエリア価値向上などの提案業務による経費額に充当し、事業収支が均衡する形の提案を求めることとします。

その趣旨に沿って様式7-12から様式7-14の事業収支計画の提案を行ってください。

本件業務の実施段階において、毎年度の広告事業総売上高の実績額が、認定歩行者利便増進計画の収支計画書（以下「認定収支計画書」という。）の広告事業総売上上の提案額を下回った場合でも、原則として、広告収入で実施する非収益活動業務は認定歩行者利便増進計画に記載のとおり実施していただくものとします。

また、認定計画提出者が支出する広告媒体枠の管理運営に要する費用などの広告事業に関する経費は、提案された業務量に基づき業務を実施していただくものであり、原則、当該経費の変更や精算は行わないもの（経費が膨張した場合の差額は認定計画提出者負担）とします。ただし、やむを得ず実績業務量が提案業務量を下回る場合は、本市と協議のうえ、未実施分の業務量に相当する上記3.（1）③、3.（2）①～④のいずれかに関連する非収益活動を実施していただくものとします。

各年度における実際の広告事業の総売上高が当初想定 of 総売上高を超えた場合や、非収益活動業務（必須業務・提案業務）や収益活動業務の業務量を減らさずにコスト縮減ができた場合、収入が支出を上回る収支差額の半分は民間側のインセンティブとして認定計画提出者に帰属することができるものとし、収支差額の残り半分は、本市と協議の上、非収益活動として提案された業務の拡充などに充当し、認定計画提出者において業務を実施して使い切ることとします。ただし、最終年度で使い切れずに余剰が生じた場合は、その金額換算分を本市に納付していただくものとし、この金額の確認及び納付方法は、別途本市より指示することとします。

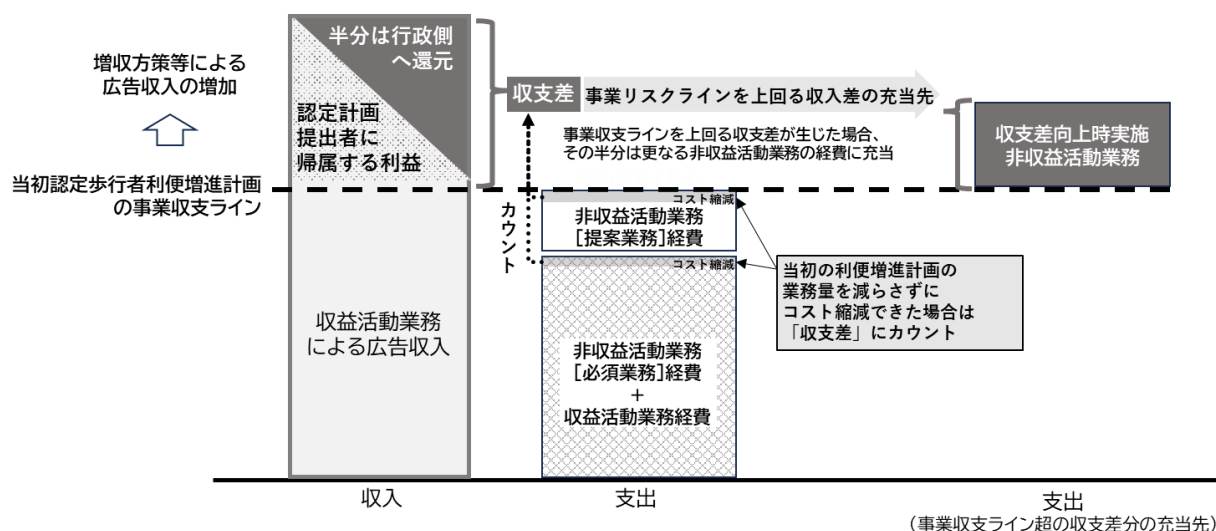


図4-2 事業収支の概念図

2) 本件業務の経費（広告事業に係る経費は除く）の考え方

認定計画提出者は、認定期間内の本件業務の業務費、公租公課、応募にかかる費用その他本指針にて規定する費用等業務を実施するにあたり必要な一切の費用を負担するものとし、本市から業務経費の補填は行いません。

各業務経費に要する経費及び積算の考え方を様式7-13に提案していただき、業務経費額を収支計画書（様式7-13及び7-14）に提案してください。

各年度の具体的な業務内容及び業務経費の額については、本市と協議のうえ、基本協定書及び年度協定書で定めることとします。

本件業務のうち上記「3.（1）②情報板の管理運営業務（日常的な保守点検業務）」については、必ず実施していただく業務であり、原則業務経費の変更や清算は行わないものとします。

また、本件業務のうち、上記3.（1）③、3.（2）①～④の各業務に要する経費は、認定計画提出者が提案した業務量に基づき業務を実施していただくものであり、原則、業務経費の変更や清算は行わないもの（経費が膨張した場合の差額は認定計画提出者負担）とします。ただし、やむを得ず実績業務量が提案業務量を下回る場合は、本市と協議のうえ、未実施分の業務量に相当する上記3.（1）③、3.（2）①～④のいずれかに関連する非収益活動を実施していただくものとします。

この場合、未実施分の業務量相当の算定については、一般に公正妥当と認められる方法により実施するものとし、実施する非収益活動の内容は、この算定を踏まえ、本市と協議のうえ決定するものとします。

なお、やむを得ず、認定有効期間内に未実施分の業務量相当の代替業務ができない場合は、その業務量に相当する金額を、一般に公正妥当と認められる方法により算定し、本市と協議のうえ、本市に納付していただくものとします。

本件業務の支出の総額（認定計画提出者が支出する広告事業に係る経費及び非収益活動業務の経費の和）の実績値が認定歩行者利便増進計画に記載された提案額（以下「基本業務経費額」という。）を上回った場合も、原則、本市からの業務経費の補填や清算は行わないものとします。実績額が基本業務経費額を下回った場合で、前記1）のとおり本市と協議により業務量を減らさずにコスト削減ができたことと認められた場合には、基本業務経費額と実績額の差額は収支差として取扱い、認定計画提出者と本市に折半で還元する仕組みとします。

なお、実施段階において、認定歩行者利便増進計画に記載された当該業務の拡充を提案される場合は、本市と協議することとし、その拡充提案が認められた場合は、上記収支差額（行政還元額）を充当して実施していただくものとします。ただし、本市から当該拡充業務の経費の補填は行わないものとします。

3) その他留意事項

本件業務の実施にあたっては、本件業務の収支を認定計画提出者の他の業務と区分して経理するなど、本件業務にかかる収支を明確にしてください。

なお、売上等入金口座は、認定計画提出者の他の業務と混同しないよう、本件業務専用の預金口座を用意し、管理してください。

前記1)、2)において、本市納付金額等の金額を算定する場合、金額は千円止めとし、百円の位を四捨五入して算定するものとします。

本件業務にかかる収入や費用は、特段の注記がない限り、消費税額等を含んだ額を意味しています。

(6) 事業計画

本件業務の実施にあたり、認定計画提出者は、1事業年度の開始前に、事業計画を作成し、本市に提出の上承認を得てください。

2事業年度目の事業年度以降の事業計画作成にあたり、認定計画提出者は、本市が指定する期日までに前年度の管理運営及び事業内容等の実績に基づく検証を踏まえ、課題解決に向けた改善計画を作成し、本市と協議の上、その内容を事業計画に反映してください。

(7) 自己点検及び事業評価の実施、事業報告書の提出

認定計画提出者は、本公募指針や認定計画、基本協定書等、事業計画に沿って、本件業務を適正に遂行しているかどうかについて、最初の事業年度は四半期ごとに自己点検を実施し、翌月末までに本市に報告してください。2年目の事業年度以降の自己点検の頻度は、四半期ごとを基本に1年目の事業年度の状況を踏まえて本市との協議のうえ、変更する場合があります。

本件業務の課題整理や解決方策を議論・協議調整する場として、調整会議を設置します。

認定計画提出者は、本件業務開始までに上記自己点検を行うための業務チェックシート（実地調査）（以下「業務チェックシート」という。）を作成し、本市に提出してください。

上記事業計画等の自己点検の報告と併せて、当該年度の事業内容と収支を報告する書類（以下「事業報告書」という。）を作成し、自己点検月の翌月末までに本市に提出し、本市が当該業務に関する評価を実施するものとします。

報告内容としては、本件業務の実施状況、広告収入等の収入の実績や本件業務に要した経費等の収支状況、本件業務の実施に対する自己評価等の事項を想定していますが、具体的には別途指示します。

なお、本市は提出された事業報告と日常的な点検状況等を総合的に勘案して、事業年度毎の本件業務に関する評価を実施します。

また、本市に提出する事業報告書のうち、本件業務の収支状況を記した書類（以下「事業収支報告書」という。）については、一事業年度が終了するごとに、公認会計士において、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を行っていただき、その監査報告書を添付し、提出してください。

(8) 点検、報告及び監督指導等

本件業務の履行及び公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営の適正を期するため、認定計画提出者に対し、事業報告書による報告のほか、本件業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。特に、広告事業の総売上高及び認定計画提出者に入る広告収入については、本市実地調査等により、報告金額に誤りがないか確認を行いますので、本市が確認を申し入れた場合に即座に提示できるよう、総売上高、広告収入に関する証拠書類を管理してください。

認定計画提出者は、上記報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従っていただきます。

(9) 公租公課の取扱い

公募対象歩行者利便増進施設等を管理運営することに伴い、認定計画提出者は、法人等にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者になることがあります。詳しくは、市税については大阪市財政局（なんば市税事務所又は船場法人市税事務所等）、国税については所轄税務署等の関係先に御相談ください。

(10) 危機管理体制

地震や台風等の災害時においては、情報板周辺及び本件業務関連範囲の災害情報収集や現場巡視を行い、災害状況を正確に報告するとともに、本市の指示に従って適切な安全確保に努めることとしてください。なお、連絡体制表は本市と協議して作成することとします。

(11) 大阪市施策等への協力

本市の施策、事業に協力してください。とりわけ、認定期間内に2025大阪・関西万博が開催されることから、本市の関連する活動に積極的に協力してください。

5. 公募占用参加資格

本公募占用に参加できる者は、歩行者利便増進計画提出時点において、下記1)から4)までに定める資格を全て満たす法人その他団体（以下「法人等」という。）である必要があります。なお、複数の法人等を構成団体とする連合体（以下「連合体」という。）で参加する場合は、以下の5)及び6)の要件に該当する必要があります。個人での参加はできません。

- 1) 歩行者利便増進計画が公募占用指針に照らし適切なものであること
- 2) 公募対象歩行者利便増進施設等の道路の占用が、道路法第33条第1項の政令で定める基準及び大阪市道路占用許可基準（昭和62年4月1日告示第242号の2）第2条から第3条各号の基準に適合するものであること
- 3) 公募対象歩行者利便増進施設等の道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと

なお、道路の占用にあたって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になるため、提出された歩行者利便増進計画を基に、施設の配置計画や工事施行の際の道路の規制方法等について、本市において、警察署（所轄・本部）と事前協議を行います。警察署（所轄・本部）への事前相談、お問い合わせはお控えください。

- 4) 歩行者利便増進計画の提出者（法人等の役員その他経営に実質的に関与している者を含

む。) が次に掲げる事項のいずれにも該当すること

- ①道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認める者でないこと
- ②道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認める者でないこと
- ③道路法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない者でないこと
- ④道路法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしている者でないこと
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- ⑥大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- ⑦大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- ⑧参加者の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと
- ⑨参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと
- ⑩参加者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと
- ⑪参加者の役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと
- ⑫参加者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- ⑬経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続きの決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- ⑭直近3年度分、法人税、消費税及び地方消費税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の滞納がないこと
- ⑮労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険あるいは国民年金保険）に加入していること（加入の必要がないものを除く。）
- ⑯その他、道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると道路管理者が認める者でないこと

5) 連合体に関する要件

- ①連合体は2以上の法人等で自主結成すること
- ②連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として取り扱うこと
- ③連合体の構成団体（代表法人等含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、本市との調整窓口として責任を持つこと
- ④申請書類提出後、連合体の代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない

6) 連合体の構成団体（代表法人等含む）に関すること

- ①すべての構成団体が上記4) ①～⑯の条件を満たすこと
- ②単独で参加した法人等は本案件において、連合体の構成団体となることができない
- ③各構成団体は本案件において、複数の連合体の構成団体となることができない

6. 失格事項

歩行者利便増進計画書提出時点から道路の占用の許可を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、本公募の参加や占有予定者の選定対象から除外、又は道路法第48条の26第1項の規定による認定を受けた者（認定計画提出者）としての地位を失います。なお、認定計画提出者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が認定計画提出者となります。

- ①前記「5. 公募占有参加資格」に定める申請資格を満たさなくなった場合
- ②占有予定者決定の審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④必須提案項目の提案がなかった場合
- ⑤後記8（2）の提出書類「2－1（2）事業計画」に基づき提案された必須提案業務の内容が前記「3. 認定計画提出者が行う業務の内容」の各必須業務の業務内容を網羅したものとなっていない、あるいは、当該計画全体として提案内容に乏しいなど、提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合
- ⑥歩行者利便増進計画における提案収支計画の内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入又は支出の見込みについて著しく妥当性を欠く等、認定計画提出者（予定者）として不適格と認められる場合
- ⑦本市が求める補正及び追加資料等が本市の指定する期間内に提出されなかった場合
- ⑧その他不正・不誠実な行為があった場合

7. 認定計画提出者として果たすべき責任

(1) 個人情報の取扱い

当該業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例並びに大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行っていただきます。なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び大阪市特定個人情報保護条例（平成27年市条例第89号）を遵守してください。

(2) 情報セキュリティの管理

業務の履行に際して必要となる情報資産に関する情報セキュリティについては、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順を遵守し、適切な管理を行ってください。

(3) 情報公開への対応等

認定計画提出者は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、施設管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

なお、本件業務に関わって作成され、本市に提出された文書は、本市が保有する公文書として公文書公開請求の対象となります。また、当該業務に関わって作成されたものの、本市が保有していない文書については、本市は、認定計画提出者に当該文書を提出するよう求めることができ、認定計画提出者は、これに応じなければなりません。

また、認定計画提出者は、本件業務に関わって作成した文書等を適正に管理することとし、事業期間終了時又は指定の取り消しと同時に、本市の指示に従い、対象文書等及びその写しを本市又は新たな認定計画提出者に引き渡し、又は廃棄しなければなりません。

(4) 法令等の遵守

道路上で本件業務を行うにあたっては、次の法令等の規定を遵守してください。

- 道路法、道路法施行令、道路法施行規則
- 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、職業安定法ほか労働関連法令
- 行政手続法、大阪市行政手続条例、大阪市個人情報保護条例、大阪市財産条例、大阪市情報公開条例
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱
- 駐車場法、大阪市路上喫煙の防止に関する条例
- 身体障害者補助犬法、動物の愛護および管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例（府・市）
- 施設維持・設備保守点検等に関する法令等
建設業法、建築基準法、電気事業法、電気工事士法、消防法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、航空法、高圧ガス保安法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、フロン類の使用の合理化等に関する法律等、廃棄物処理法、家電リサイクル法ほか廃棄物及びリサイクル関連法令

○ その他関連法令等

（５）公正採用への対応

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱及び大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、一定規模の事業所においては、公正採用選考人権啓発推進員を設置する必要があります。

（６）研修の実施

認定計画提出者は、本件業務に従事者が適切に遂行できるよう、人権研修等必要な研修を行っていただくことになります。

また、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他、業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めていただきます。

（７）秘密の保持

認定計画提出者は、当該業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、作成又は取得した文書、図面及び電磁的記録並びにその写しを本市の承諾なしに他人に閲覧、複写又は譲渡してはなりません。

（８）事故等への対応

認定計画提出者は、本市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備していただくことになります。

また、事故等が発生した場合に備え、本市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を定め本市に報告していただきます。当該業務の実施中に事故等が発生した場合、認定計画提出者は、当該事故等発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故等拡大の防止策を講じるとともに、速やかに本市にその旨を報告し、その指示に従っていただきます。

上記事故等が発生した場合、認定計画提出者は当該事故等の詳細について遅滞なく書面により本市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について本市の指示に従っていただきます。

（９）臨機の措置

当該業務を行うにあたって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとっていただきます。この場合において、認定計画提出者は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ本市の同意を得る必要があります。また、本市が、災害防止等を行ううえで特に必要があると認めるときは、認定計画提出者に対して臨機の措置をとることを請求することがあります。

臨機の措置をとった場合、認定計画提出者は、そのとった措置の内容を本市に直ちに通知しなければなりません。

認定計画提出者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において認定計画提出者が負担することが適当でないと本市が認める部分に

については、本市がこれを負担します。

(10) 暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入

認定計画提出者若しくは本件業務に関して下請負又は受託をさせた者が、本件業務の実施にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出を行っていただくことになります。

(11) 就業困難者等の雇用への取組み

障がい者雇用率（2.5％）を達成している場合や、本件業務の実施において障がい者を雇用する提案を行った場合に、後記「12. 歩行者利便増進計画の評価の実施」の評価項目のうち「3. 事業の実施体制」の評価で加点をします。

また、就労困難者等に対する各種就労支援事業への協力度合や就労困難者の雇用に関する取組状況を踏まえ、後記「12. 歩行者利便増進計画の評価の実施」の評価項目のうち「3. 事業の実施体制」の評価で加点をします。

これら就業困難者等の雇用への取組みに努めてください。

(12) 環境への配慮について

ISO14001の取得やエコアクション21等の登録、施設の清掃や日常的な業務（事務、事業の実施）等の管理運営業務において使用する資機材での再生品使用、施設の管理運用業務に使用する車両へのグリーン配送適合車導入など、環境への配慮に努めてください。

(13) 賃金・労働条件の向上に関する取組み

本件業務の従事者（予定者を含む。）に対する賃金について、大阪府の最低賃金額（時間額）の1.1倍以上の支払いの確約を行う提案者に対しては、後記「12. 歩行者利便増進計画の評価の実施」の評価項目のうち「3. 事業の実施体制」の評価で加点します。

上記確約を行った者が認定計画提出者となった場合は、本市に対して、毎月の賃金支払状況について、報告書に賃金台帳を添付のうえ、定められた期限までに提出してください。

なお、算定基礎となる労働時間は、厚生労働省が定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づくものとし、賃金台帳には基本給・精皆勤手当等の諸手当その他賃金の種類毎にその額及び時間外労働・休日労働・深夜労働を行った時間数等の労働関係法令に定める項目を記載してください。

8. 歩行者利便増進計画の作成等

(1) 歩行者利便増進計画において提案を求める内容

歩行者利便増進計画において提案を求める内容は、以下のとおりとします。

なお、「①事業の実施方針」における事業計画の提案を行うにあたっては、前記「3. 認定計画提出者が行う業務の内容」の必須業務の内容については、その実施方法について必ず提案することとしてください。

①事業の実施方針

- ・全体コンセプト
- ・事業計画
- ・広告事業に関する業務（広告掲載内容の自主審査基準作成・運用含む）
- ・広告収入をもとに実施する非収益活動業務
- ・業務の実施体制、配置する職員の体制、職員研修等計画 など

②広告板の設置・管理運営計画

- ・利便増進誘導区域内における広告板の設置・管理運営
- ・公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置

③事業の実施体制

- ・経営状況・納税状況の健全性
- ・応募団体の役割分担・実績
- ・社会的責任・市の施策との整合

④事業の実施計画

- ・収支計画書、経費内訳書、資金調達計画書

(2) 歩行者利便増進計画の作成要領

申請しようとする法人等又は連合体（以下「応募団体」という。）は、次表に掲げる書類については、A4縦ファイルに綴り正1部、副12部（副は複製可。以下同じ。）の計13部と、そのデータ（データ形式は、Excel、Word、PowerPoint又はPDFデータとします。提出時点で必ずウィルスチェックを行っておくこと。）を保存したCD-R又はDVD-Rを2部、必ず提出してください。

提出された歩行者利便増進計画を審査し、公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。また、本指針において示した事項以外の内容を含む歩行者利便増進計画については、無効とすることがあります。

占用予定者の選定は、その過程において恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を可能な限り生じさせることのないよう申請団体名については匿名により行われます。そのため、副の提出書類一式において、申請団体の商号又は名称（会社形態含む。）、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等、申請団体名がわかるもの又は類推できるものについて記載がある部分については、マスキングをした状態で提出してください。

なお、マスキングが不足していると本市が判断した場合は、本市においてマスキングを行う場合があります。

提出書類一覧表

提出書類名、留意事項	様式
1-1 公募占用参加申請書 公募占用参加申請書 様式1-1（連合体の場合は様式1-2）に必要事項を記載し提出すること	様式1-1 又は 様式1-2
1-2 本業務等に関する連合体協定書又はこれに相当する書類 連合体で申請する場合は、様式1-3を基に連合体協定書を作成するか、これに相当するものを作成し、提出すること。	様式1-3 又は 任意様式
1-3 公募占用参加申請にかかる誓約書 公募占用参加申請にかかる誓約書 連合体の場合は全ての構成員個別の法人等毎に提出すること。 第三者委託を行う場合は様式2-2を提出すること。	様式2-1 様式2-2
1-4 法人等の概要 法人等の現在の状況について、記入すること。なお、連合体の場合は全ての構成員個別の法人等毎に提出すること。	様式3-1
1-5 公募占用参加申請団体役員名簿 法人等において役員と位置づけている者全員の名簿とする。ただし、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。	様式3-2
1-6 役員の履歴書 1-5で提出した名簿全員の履歴書とする。	(任意様式)
1-7 障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所への報告義務のある法人等は、厚生労働大臣が定める様式(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条に規定する様式)を提出すること。連合体の場合は全ての構成員となる法人等毎に提出すること。 なお、公共職業安定所への報告義務のない法人等は、様式4-1の「障がい者雇用状況報告書」を提出すること。	厚生労働大臣の定める様式 又は 様式4-1
1-8 障がい者雇入れ計画書 1-7において報告義務のある法人等で、障がい者の法定雇用率未達成企業については提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。	様式4-2
1-9 社会保険等の加入状況の写し 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の直近1回分の労働保険料の領収書の写し等を提出すること。 年金事務所又は健康保険組合発行の直近1回分の健康保険料の領収書の写し又は厚生年金保険料の領収書の写し等を提出すること。 加入義務がない場合は、様式5の「社会保険等の加入の必要がないことについての申出書」を提出すること。	各領収証書の写し等 又は 様式5
1-10 事業報告書 直近3決算期又は3事業年度分の実績を提出すること。 法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。	任意様式
1-11 決算書類（監査報告書等）の写し 直近3決算期又は3事業年度分の貸借対照表、損益計算書、個別注記表、勘定科目内訳書等を提出すること。 法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。財産目録がない場合は、その旨を記載した書類を提出すること。	任意様式
1-12 法人税申告書の写し及び会社事業概要書（総括表）の写し又は法人事業概況説明書の写し 直近3決算期又は3事業年度分を提出すること。 法人税申告書の写しは、別表1、別表4及び別表5の部分のみ提出すること。	任意様式
1-13 法人等の事業計画書 申請日の属する日の年度のもの。	任意様式
1-14 法人等の収支計画書 申請日の属する日の年度のもの。	任意様式
1-15 定款又は寄附行為 直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。	任意様式
1-16 印鑑証明書 申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から3月以内のもの。	各種証明書 (原本)

1-17 法人税、消費税及び地方税の納税証明書 納税証明書「その3の3」で提出すること。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。	各種証明書 (原本)
1-18 本店所在地の法人市町村民税(東京都の場合は都民税)の納税証明書 直近3年度分。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。	各種証明書 (原本)
1-19 法人の登記事項証明書 直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。	各種証明書 (原本)
1-20 社会的責任・市の施策との整合について 連合体の場合は全ての構成員個別の法人等毎に提出すること。	様式6-1
1-21 社会的責任・市の施策との整合について(支払賃金に関する提案書) 連合体の場合は全ての構成員個別の法人等毎に提出すること。	様式6-2
1-22 結果通知用封筒一式 長形3号封筒に落札結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手(320円)を貼付したものを1通。	長形3号

2 歩行者利便増進計画（表紙） 〔必須提案事項〕 ①「占用の期間」の欄には、本公募占用指針に定められた認定の有効期間内において、占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載すること。 ②「添付書類」の欄には、様式7-2から様式7-15のうち、提出する様式名を記入すること。	様式7-1
2-1事業実施方針	
（1）事業コンセプト・全体計画 〔必須提案事項〕 ・本件業務全体の基本的な考え方（提案趣旨、全体方針・目標、期待する効果、配慮事項など）及び全体計画（各業務の主な考え方、展開場所の概要、工程等）を記載すること。 ・全体コンセプト及び全体計画の記載にあたっては、本件業務が「御堂筋将来ビジョン」に基づき、道路空間再編により創出された新たな空間での利活用や公民連携の推進に向けた取組の一環として実施するものであることを踏まえたものとする。	様式7-2
（2）事業計画 1）収益活動業務（広告事業）（様式7-3） 〔必須提案事項〕 ・情報板で実施する広告事業の全体業務概要、広告配信までの流れ、業務体制、広告媒体販売業務の基本的な考え方、広告媒体運営業務の基本的な考え方、広告掲載内容の自主審査基準の作成・運用の考え方を記載すること。 ・公共情報や地域情報を収集・配信するための基本的な考え方を記載すること。 ・災害発生時の広告板運用の基本的な考え方を記載すること。 〔提案業務〕 ・情報板の情報発信価値向上・収益確保策に関する提案業務を行う場合は、当該業務の基本的な考え方（業務内容、業務スケジュールなど）を提案すること。 2）非収益活動業務（様式7-4） 〔提案業務〕 ・以下の各提案業務を行う場合は、当該業務の基本的な考え方（業務内容、業務量、業務スケジュール、業務場所・範囲など）を提案すること。（複数可） ①高質な道路空間の維持に関する業務 ②エリア価値や御堂筋のブランド価値向上に資する業務 ③地域との連携業務 ④効果検証に関する業務 3）業務の実施体制 〔必須提案事項〕 ①本件業務に配置する職員の体制（様式7-5） ・業務の遂行能力を裏付ける業務の実施体制（組織体制及び人員配置の考え方、配置する職員の体制）について、前記「4.（3）業務責任者及び業務従事者」及び「4.（4）職員の配置基準」を踏まえ具体的に記載すること。 ②本件業務に配置する職員に対する研修等計画（様式7-6） ・本件業務に従事する職員の人材育成・研修（人権研修等）の計画について記載すること。 ③本件業務に関する個人情報保護、情報セキュリティの遵守に向けた取組（様式7-7） ・個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上に向けた取組方針を記載すること。 ④危機管理、安全管理、保険の加入（様式7-8） ・前記「7.（8）事故等への対応」及び「7.（9）臨機の措置」を踏まえ、事故防止などの安全対策、災害や事故発生時の連絡体制などに対する基本的な考え方と実施計画を記載すること。 ・管理上の帰責事由に対応するために加入を想定している損害賠償保険等の種類、補償範囲及び補償金額を記入すること。	様式7-3 様式7-4 様式7-5 から 様式7-8
2-2 公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営計画	
情報板の管理運営業務 〔必須提案事項〕 ・公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずる道路交通環境の維持等の措置として、前記「3.（1）②情報板の管理運営業務（日常的な保守点検業務）」に基づき、情報板の日常的な保守点検・清掃の業務内容、頻度、トラブル発生時の対応、連絡体制、安全管理の方法などを記載すること。	様式7-9
2-3 事業の実施体制〔必須提案事項〕	
（1）応募団体の役割分担 ・応募団体内の役割分担を記載すること。 ・業務の一部を第三者へ委託する予定がある場合は、その内容を記載すること。	様式7-10

・ 広告事業の一部を応募団体とは別の広告事業者に委託する場合、応募団体と広告事業者の担当業務、広告事業者の選定方法、広告事業者の広告事業実績の確認方法、透明性の高い実施体制とするための業務履行報告や売上報告等における工夫などを示すこと。 ・ 連合体で申請する場合は、各法人等の担当業務、出資割合を記載すること。																				
(2) 応募団体の実績 ・ 法人等又はその母体となっている組織が実施したまちづくり活動の実績を記載すること。また、活動実績が分かる資料の写し等を提出すること ・ 複数の項目において活動実績がある場合は、できるだけ多く記載すること。（評価点に加点） 1. 道路の管理に資する清掃・除草など、道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持の活動実績 2. 公共空間（道路、公園、鉄道駅等）での広告事業の実績 3. 道路の通行者・利用者の利便の増進に資する活動（例：ベンチ及び上屋、案内板、街灯、オープンカフェ、マルシェの設置、道路に関連したイベントの開催など）の実績 ・ 道路法に基づく道路協力団体の指定を受けている場合は、それを証する書類を提出すること。		様式7-11																		
2-4 事業の実施計画〔必須提案事項〕 (1) 収支計画の考え方 1) 広告事業における事業収支の考え方について（様式7-12） i) 広告事業の各年度の売上高から販売費及び一般管理費（代理店手数料及び総代理店手数料）を差し引いた応募団体に入る広告収入の金額見込み及び積算の考え方を記載すること。 ii) 広告事業の総売上高及び応募団体に入る広告収入について、本市実地調査等により、報告金額に誤りがないか確認を申し入れた場合に即座に提示できるよう、総売上高、広告収入に関する証拠書類（諸伝票等）を管理するなど、妥当性や透明性を高める工夫について、提案すること。 2) 広告収入で実施する各種業務の経費の考え方について（様式7-13） ・ 「情報板の管理運営業務」、「情報板の情報発信価値向上・収益確保の方策についての業務」、各「非収益活動業務」に要する経費について、各々経費の金額見込みとその根拠となる業務量・積算の考え方、コスト管理の方法を記載すること。		様式7-12 様式7-13																		
(2) 収支計画書 ・ （1）収支計画の考え方（様式7-13）に基づき、認定期間分の本件業務の収支計画書（総括表）（様式7-14①）と、各業務の経費記載欄のある収支計画書（項目別内訳）（様式7-14②）を様式の指定どおり記載すること。 ・ 業務経費の区分及び考え方については、下記のとおりとする。 <table><tr><td>人件費</td><td>・ 本件業務にかかる人件費</td></tr><tr><td>備品購入費</td><td>・ 1年を超える使用に耐える5万円以上の器具等を購入する場合の経費</td></tr><tr><td>その他業務経費</td><td>・ 消耗品費（本件業務に要する概ね1年程度使用する物品などに係る経費） ・ 光熱水費（本件業務に要する電気代、水道代） ・ 手数料（本件業務に要する印紙代、ごみ処理手数料等）</td></tr><tr><td>委託料</td><td>・ 本件業務の一部を第三者に委託する場合、それらにかかる費用</td></tr><tr><td>保険料</td><td>・ 事故等に対応するための保険料</td></tr><tr><td>印刷製本費</td><td>・ 本件業務に要する印刷製本費</td></tr><tr><td>通信運搬費</td><td>・ 本件業務に要する電話、郵便関係経費、電車賃、タクシー代及び荷物運搬費</td></tr><tr><td>その他経費</td><td>・ リース物件等の使用料、償却費など、上記の各項目に当てはまらない経費</td></tr><tr><td>諸経費</td><td>・ いわゆる本社経費</td></tr></table>		人件費	・ 本件業務にかかる人件費	備品購入費	・ 1年を超える使用に耐える5万円以上の器具等を購入する場合の経費	その他業務経費	・ 消耗品費（本件業務に要する概ね1年程度使用する物品などに係る経費） ・ 光熱水費（本件業務に要する電気代、水道代） ・ 手数料（本件業務に要する印紙代、ごみ処理手数料等）	委託料	・ 本件業務の一部を第三者に委託する場合、それらにかかる費用	保険料	・ 事故等に対応するための保険料	印刷製本費	・ 本件業務に要する印刷製本費	通信運搬費	・ 本件業務に要する電話、郵便関係経費、電車賃、タクシー代及び荷物運搬費	その他経費	・ リース物件等の使用料、償却費など、上記の各項目に当てはまらない経費	諸経費	・ いわゆる本社経費	様式7-14① 様式7-14②
人件費	・ 本件業務にかかる人件費																			
備品購入費	・ 1年を超える使用に耐える5万円以上の器具等を購入する場合の経費																			
その他業務経費	・ 消耗品費（本件業務に要する概ね1年程度使用する物品などに係る経費） ・ 光熱水費（本件業務に要する電気代、水道代） ・ 手数料（本件業務に要する印紙代、ごみ処理手数料等）																			
委託料	・ 本件業務の一部を第三者に委託する場合、それらにかかる費用																			
保険料	・ 事故等に対応するための保険料																			
印刷製本費	・ 本件業務に要する印刷製本費																			
通信運搬費	・ 本件業務に要する電話、郵便関係経費、電車賃、タクシー代及び荷物運搬費																			
その他経費	・ リース物件等の使用料、償却費など、上記の各項目に当てはまらない経費																			
諸経費	・ いわゆる本社経費																			
(3) 資金調達計画書 ・ 資金調達の計画を様式の指定どおり記載すること。		様式7-15																		

（３）歩行者利便増進計画の提出期限、場所及び方法

①提出期限

持参の場合：令和7年5月30日（金）17時まで

送付の場合：令和7年5月30日（金）まで（必着）

②提出先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1-10 A T C I T M棟6階

③提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

（４）歩行者利便増進計画作成にあたっての留意点

本指針に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等は、認定歩行者利便増進計画に従って設置する必要がありますが、この手続きには、設置する施設等の種類、道路の占用の場所（占用数量）、道路の占用の開始の時期（予定）、施設等の設置・管理運営計画の考え方の概要、公募対象歩行者利便増進施設等設置に伴い必要となる道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃等の措置などの事項が必要となりますので、これらの事項を歩行者利便増進計画に記入し提案してください。

なお、提出された歩行者利便増進計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本指針において示した事項以外の内容を含む歩行者利便増進計画については、無効とすることがあります。

また、公募対象歩行者利便増進施設等の設置については道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道路交通法」という。）に基づく道路使用許可が必要となることから、歩行者利便増進計画の評価の時点で当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行います。その後、歩行者利便増進計画の認定を行う際に、当該歩行者利便増進計画の修正を警察署長協議において求められている場合には、当該計画提出者に修正を求め、修正後の歩行者利便増進計画を認定することとします。

なお、歩行者利便増進計画の認定後は、公募対象歩行者利便増進施設等の機能の充実等により、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与することが見込まれる場合のほか、災害等による道路状況の変化により公募対象歩行者利便増進施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情がある場合に限り、認定歩行者利便増進計画の変更を認めることとします。変更が必要となった場合には、後記「13.（２）認定歩行者利便増進計画の変更」に記載のとおり、計画変更の認定を受ける必要があります。

また、ほこみち区域内は無余地性の基準の緩和が適用されますが、認定歩行者利便増進計画に記載のある公募対象歩行者利便増進施設等以外の物件については、原則占用は認められません。

上記の施設等を提案していただく場合、当該施設等にかかる占用料の額は、全ての公募対象歩行者利便増進施設等について占用料免除となります（道路占用許可申請手数料及び屋外広告物許可申請手数料は免除対象外です。）。「8.（２）歩行者利便増進計画の作成要領」を踏まえ、提出してください。

歩行者利便増進道路制度の詳細については、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の詳細説明」（国土交通省道路局）をご覧ください。

9. 公募占用参加資格の確認までの流れ

(1) 担当部署

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1-10 A T C I T M棟6階
大阪市建設局総務部管理課 電話06-6615-6688

(2) 本指針に関する質問書

公募指針の内容について質問がある場合には、質問票（様式8）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、HPにて閲覧に供することとします。

なお、公募の公平性を確保するため、提出された歩行者利便増進計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000649985.html>

① 質問書の提出方法

郵送又はメールによるものとします。

② 提出先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1-10 A T C I T M棟6階
大阪市建設局総務部管理課ほこみち公募担当あて
E-mail la0009@city.osaka.lg.jp

③ 質問書の申込期間

令和7年3月24日（月）から令和7年5月16日（金）まで（必着）

(3) 公募占用参加資格の確認通知

提出された歩行者利便増進計画に基づき、前記「5. 公募占用参加資格」に従って、公募占用参加資格の有無を確認し、書面をもって、建設局総務部管理課より通知します。

なお、公募占用参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

通知予定日：令和7年6月13日（金）

10. 費用分担及びリスク分担

認定期間内における、本件業務の費用分担は別表1「費用負担分担表」のとおりとし、主なリスクは別表2「負担区分一覧表」のとおりとします。

なお、別紙1の基本協定書（案）第28条及び第30条にも当該規定がありますが、同協定書締結後、業務を実施する中で、変更の必要性が生じた場合は、本公募指針よりも基本協定書が優先されるものとします。

11. 保険加入

認定計画提出者は、本件業務の実施にあたっての事故等に対応するため、施設賠償責任保険等のリスクに応じた保険に入っており、それを証する書類を本市に報告していただきます。

12. 歩行者利便増進計画の評価の実施

(1) 占用予定者の選定方法

道路法48条の25第4項の規定に基づき「道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図るうえで最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定する」ものとし、具体的な占用予定者の選定方法は次のとおりとします。

- ① 占用予定者は、「国道２５号（通称：御堂筋）に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針（心斎橋エリア）における占用予定者選定評価会議（以下「選定評価会議」という。）での審査を経て決定します。
- ② 公募占用参加資格を有する者のうち、下記（２）の評価基準に基づく評価点が最も高い者を占用予定者とします。
- ③ ただし、評価点の合計値が満点の６０％未満の場合、前記「６．失格事項」の⑤に該当し失格とする場合があります。
- ④ 応募者が１者のみの場合でも評価を実施し、評価点の合計値が満点の６０％未満となるなど、失格事項に該当しないかを確認したうえで占用予定者として選定します。
- ⑤ 評価の結果、占用予定者となるべき者が２人以上であるときは、別途開催を予定しております占用予定者抽選会にて『くじ』で決定します。その際にご連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

（２）評価基準

歩行者利便増進計画の評価項目及び配点は次表のとおりです。

なお、次表の《事業計画》に関する評価については、前述の「８．（２）歩行者利便増進計画の作成要領」に記載の「提出書類一覧表 ２-1(2)事業計画」の各業務の計画（様式７－３、７－４）で提案されたもののうち、主に『提案業務』を評価するものです（収益活動業務は必須業務も評価します）。

『必須業務』に関しては、提案された内容が「３．認定計画提出者が行う業務の内容」に掲げる各必須業務の基本的な考え方と比べて著しく妥当性を欠く場合、前記「６．失格事項」の⑤に基づき失格とする場合があります。

また、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない、収入又は支出の見込みについて妥当でない等、特定の項目において著しく評価が低い場合は、前記「６．失格事項」の⑥に基づき失格とする場合があります。

〈歩行者利便増進計画の評価項目・配点表〉

評価項目	審査の視点
1. 事業の実施方針 配点：30点	
《事業コンセプト》	本件業務は御堂筋将来ビジョンに基づく取組みの一環として実施するという公募占用指針に掲げる目的を踏まえた事業全体のコンセプトとなっているか。 全体計画は事業コンセプトを実践するための計画になっているか。
《事業計画》	広告事業は、効果的で持続的な事業計画となっているか。
	情報発信価値の向上や収益確保の方策に繋がる事業計画となっているか。
	高質な道路空間の維持に繋がる事業計画となっているか。
	エリア価値や御堂筋のブランド価値向上に資する事業計画となっているか。
	地域との連携に繋がる事業計画となっているか。
	本件業務により歩行者の利便が増進し、回遊性向上やまちの活性化に繋がる効果を的確に把握できる効果検証の事業計画となっているか。
	業務の遂行能力を裏付ける業務の実施体制（組織体制、職員配置）となっているか。 危機管理・安全管理上の確な対応に資する連絡体制、実施計画となっているか。 配置職員に対する研修等が適切に実施されているか。 個人情報保護などの人権に関する取組がなされているか。
2. 公募歩行者利便増進施設等の設置・管理運営計画 配点：5点	
	事業コンセプトや事業計画を実現させるための施設等の管理運用計画となっているか。
	公募歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずる道路交通環境の維持等の措置が適切に計画されているか。
3. 事業の実施体制 配点：15点	
	経営状況は健全か、また納税状況は適正か。
	応募団体の役割分担は適切か。 まちづくり活動の実績を有しているか。
	社会的責任・市の施策との整合 ・環境に配慮した取組みがなされているか。 ・就業困難者等の雇用への取組みがなされているか。 ・女性活躍促進の取組みがなされているか。 ・賃金や労働条件の向上に関する取組みがなされているか。
4. 事業の実施計画 配点：50点	
	・事業全体の収支計画において公募目的を踏まえた目標が設定されているか。 ・広告収入を最大限、本件業務の経費に充当する収支計画となっているか。 ・収支計画が事業計画と整合しているか。 ・広告事業における収支計画が根拠をもって明確に示されているか。 ・広告事業について収入増加の工夫が施され、適切に根拠が示されたものになっているか。 ・広告収入について、妥当性や透明性を高める工夫が施されたものになっているか。 ・各業務に要する経費が根拠をもって明確に示され、競争性及び透明性が確保され、妥当なコスト管理の工夫が施されたものとなっているか。

（3）占用予定者選定の通知、公表

占用予定者を選定したときは、占用予定者に対し、道路の占用の場所、歩行者利便増進計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに公募の実施結果（公募占用指針名、道路の占用の場所、占用予定者、評価点等）を公表します。

(4) 占用予定者選定の取消し

占用予定者が占用予定者決定後の手続を辞退した場合には、占用予定者の決定を取り消します。

また、以下「13. (3) 認定の取消し」により歩行者利便増進計画の認定を取り消された場合も、占用予定者決定を取り消します。

なお、占用予定者が取り消された場合には、上記(2)に基づく評価点の高い順に、繰り上げ占用予定者とし、占用予定者となるべき点数で評価された者が2人以上ある場合は、上記(1)⑤により占用予定者を決定します。

13. 歩行者利便増進計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

占用予定者が提出した歩行者利便増進計画を認定した場合、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定計画提出者について、事務所に備え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、認定計画提出者に対しては、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、関係機関との調整結果等を踏まえ、歩行者利便増進計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定歩行者利便増進計画の変更

災害、景況による需要の変化、社会状況の変化など、真にやむを得ない事情により、構造変更、占用期間短縮、占用物件の用途の一部変更、認定歩行者利便増進計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、本市や交通管理者等の関係機関から認定歩行者利便増進計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

自己点検や事業評価等を踏まえ、認定歩行者利便増進計画に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等の構造変更や占用範囲の変更を伴う業務拡充等の提案を行う場合、本市との協議により、歩行者の利便の増進に寄与することが見込まれると認められるものに限り、公募対象歩行者利便増進施設の構造変更等を認めるものとします。その場合、事業計画が具体化した時点で認定歩行者利便増進計画を変更し、変更の認定を受ける必要があります。

なお、自己点検や事業評価等を踏まえた、構造変更や占用範囲の変更を伴わない公募対象歩行者利便増進施設等の機能充実や、公募対象歩行者利便増進施設等の設置を伴わない非収益活動の業務の変更など軽微なものについては、本市と協議のうえ、認定歩行者利便増進計画の変更までは行わず、基本協定や年度協定の変更等で対応するものとします。

(3) 認定の取消し

認定計画提出者に公募参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合、本指針や認定歩行者利便増進計画の不履行の場合には、当該認定を取り消します。

また、認定計画提出者が許可の条件に違反するなどしたことにより歩行者利便増進計画に基づく占用許可を取り消した場合、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

14. 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、以下の窓口へ占用許可申請を行ってください。

① 申請窓口

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1-10 A T C I T M棟6階

大阪市建設局総務部管理課 電話06-6615-6688

② 申請書類

- ア 道路占用許可申請書
- イ 認定された歩行者利便増進計画
- ウ 歩行者利便増進計画認定通知（写し）
- エ 委任状（代理申請の場合のみ）
- オ その他道路管理者が必要であると認める書類

③ 申請期限

- ア 前記「2.（1）公募対象歩行者利便増進施設等」に掲げる施設等①に関する道路占用許可申請は、原則、歩行者利便増進計画の認定日から15日以内に行ってください。
- イ 上記ア以外については、前記「13.（2）認定歩行者利便増進計画の変更」に示すとおり、事業計画が具体化した時点で認定歩行者利便増進計画を変更し、変更の認定を受けるものとし、道路占用許可申請は、原則、変更認定日から15日以内に行ってください。
- ウ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、歩行者利便増進計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件（予定）

- ① 占用物件の位置、構造、占用数量等は申請書どおりとし、変更する場合は事前に道路管理者の許可を受けること
- ② 占用物件及び既設構造物を含む占用区域内の維持管理については占用者において十分に行うこと
- ③ 本占用に起因して第三者に損害を与えた場合は、占用者の責任において迅速かつ誠実に処置すること
- ④ 本占用に起因して道路施設を損傷又は汚損した場合は、道路管理者の指示を受けて占用者の負担で原形に復旧すること
- ⑤ 占用を廃止する場合は、道路管理者に届け出のうえ所定の手続きを経た後、占用物件を撤去すること。また、本占用に起因して周辺道路を改良している場合は、併せて原状回復すること
- ⑥ 占用期間満了までには、原則として、工事の許可を受けたうえで、占用物件を撤去し、原状回復すること。ただし、本市が円滑な運営継続のため、必要な施設と判断した時は、本市は認定計画提出者に対し、本市又は本市が指定する者に優先的に占用施設等を譲渡する旨の協議を申し入れることができるものとし、認定計画提出者はこれに応じなければならない。なお、申し入れがあったときに協議を受け入れることが義務となるが、譲渡については義務ではない。また、認定計画提出者から協議を申し入れることはできない
- ⑦ 占用場所は、申請書記載どおりとし、占用区域は厳守すること
- ⑧ 占用物件は許可した占用目的以外の目的に使用しないこと
- ⑨ 道路の調査、点検、修繕工事等の際は、作業の支障とならないよう、道路管理者の指示に従

い、必要な措置を講じること

⑩ 占用区域内に易燃性もしくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管しないこと

⑪ 占用区域内の清掃は十分に行い、ポスター、看板等が掲出された場合は、すみやかに除去すること

⑫ 占用物件は、風雨等により倒壊することのないよう、安全な構造とし、堅固に設置すること

⑬ 本占用に伴い必要とされる安全対策については、関係法令を厳守のうえ、占用者の責任において万全を期すこと

⑭ 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。なお、本占用に起因する事故が生じた場合は、占用者において迅速かつ誠実に処置すること

⑮ 道路管理者が占用物件の安全確認のため必要と認める場合は、占用物件の現状について書面等により報告すること。また、占用物件の異常により道路の構造又は交通もしくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときには直ちに道路管理者に報告のうえ、必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。なお、これらに応じない場合は道路法に基づく罰則規定の適用、占用許可の取り消し等を行うことがあるので留意すること

⑯ 道路法、道路法施行令、大阪市道路占用規則等関係例規、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を順守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めること

⑰ 前各号のほか、道路管理者の指示に従うこと

※なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

※その他提案内容に応じた条件を付すことがあります。

(3) 占用許可の期間

認定した歩行者利便増進計画に記載された期間中、占用を認めます。

15. 屋外広告物許可

(1) 許可申請手続

認定計画提出者は次の関係書類を添えて以下の窓口へ屋外広告物許可申請を行ってください。

① 申請窓口

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1-10 ATC ITM棟6階
大阪市建設局総務部管理課 電話06-6615-6678

② 申請書類

ア 屋外広告物許可申請書

イ 認定された歩行者利便増進計画

ウ 歩行者利便増進計画認定通知（写し）

エ 管理者の資格を証する書類の写し（管理者が屋外広告士等の有資格者の場合のみ）

オ 屋外広告物許可申請チェックリスト

カ 委任状（代理申請の場合のみ）

キ 公共的な取組費用に充当する広告物審査会への審査依頼書及び設置理由書

ク その他市長が必要であると認める書類

③ 申請期限

原則として、設置する6週間前まで

(2) 許可の条件

地上から当該デジタルサイネージの上端までの高さが20メートル以下であること

(3) 許可の期間

管理者が屋外広告士等の有資格者の場合は、最大3年。それ以外の者が管理者の場合は、最大2年。

16. その他留意事項

- ・書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- ・申請書類の提出は、1法人等、1連合体、1個人につき1案とします。
- ・提出書類に不足がある場合は、申請を受理しません。
- ・応募団体は、歩行者利便増進計画の提出をもって、本指針の記載事項を承諾したものとみなします。
- ・公募占用に係る選定評価会議の委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、本歩行者利便増進計画提出についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格となる場合があります。
- ・原則として、提出書類の修正は認めません。ただし、本市から申請書類を受付後、補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。なお、補正等資料の受付をもって申請書類を受理しますが、本指針「6. 失格事項」の⑦に掲げるとおり本市が指定する期限内までに補正等資料が提出されなかった場合は失格となります。
- ・申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- ・提出された歩行者利便増進計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、公募占用参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- ・歩行者利便増進計画書の著作権は、提出者に帰属します。ただし、公募占用結果の公表等、本市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ・申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ・本市に提出された申請書類は理由の如何にかかわらず、原則として返却しません。
- ・申請書類提出後に、公募を辞退する場合は、「辞退届（様式9）」を提出してください。
- ・本指針に記載している内容について、資料の追加や修正がなされた場合、追加及び修正資料を優先するので注意してください。

17. 公募占用スケジュール（予定）

公募占用指針公示	令和7年3月24日（月）
公募占用指針交付期間	令和7年3月24日（月）～令和7年5月30日（金）
質問書提出期間	令和7年3月24日（月）～令和7年5月16日（金）
歩行者利便増進計画書提出期限	令和7年5月30日（金）
公募占用参加資格の確認結果の通知	令和7年6月13日（金）予定

占用予定者決定の通知、公表	令和7年7月14日（月）予定
歩行者利便増進計画の認定の公示	令和7年7月22日（火）予定
基本協定書の締結	令和7年8月5日（火）予定
占用許可申請書の提出期限	令和7年8月6日（水）予定
道路の占用の許可	令和7年9月1日（月）予定

18. 別添書類

○資料

- I 道路案内標識板（デジタルサイネージ）の仕様等
- II 御堂筋における広告掲載要領
- III 当該情報板付近で実施されている道路協力団体の活動業務概要

○別紙

- 1 国道25号（通称：御堂筋）に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針（心齋橋エリア）に基づく基本協定書（案）

○別図

情報板（道路案内標識板）位置図・一般図

○別表

- 1 費用負担分担表
- 2 負担区分一覧表

○様式

- 1-1 公募占用参加申請書（単独法人等用）
- 1-2 公募占用参加申請書（連合体用）
- 1-3 本業務等に関する連合体協定書（参考例）
- 2-1 公募占用参加申請にかかる誓約書
- 2-2 公募占用参加申請にかかる誓約書（第三者委託相手方用）
- 3-1 法人等の概要
- 3-2 公募占用参加申請団体役員名簿
- 4-1 障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない法人等用）
- 4-2 障がい者雇入れ計画書
- 5 社会保険等の加入の必要がないことについての申出書
- 6-1 社会的責任・市の施策との整合について
- 6-2 社会的責任・市の施策との整合について（支払賃金に関する提案書）
- 7-1 歩行者利便増進計画（表紙）
- 7-2 事業実施方針（1）事業コンセプト・全体計画
- 7-3 事業実施方針（2）事業計画 1）収益活動業務（広告事業）
- 7-4 事業実施方針（2）事業計画 2）非収益活動業務
- 7-5 事業実施方針（2）事業計画 3）業務の実施体制①
- 7-6 事業実施方針（2）事業計画 3）業務の実施体制②
- 7-7 事業実施方針（2）事業計画 3）業務の実施体制③
- 7-8 事業実施方針（2）事業計画 3）業務の実施体制④
- 7-9 公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営計画（1）
- 7-10 事業の実施体制（1）応募団体の役割分担
- 7-11 事業の実施体制（2）応募団体の実績
- 7-12 事業の実施計画（1）収支計画の考え方 1）

- 7－13 事業の実施計画（１）収支計画の考え方 ２）
- 7－14① 事業の実施計画（２）収支計画書 総括表
- 7－14② 事業の実施計画（２）収支計画書（項目別内訳）
- 7－15 資金調達計画書
- 8 公募占用指針に関する質問票
- 9 公募占用参加申請に対する辞退届